

西蒲区所管の新潟市老人福祉センター指定管理者申請者評価会議開催要綱

(目的)

第1条 西蒲区所管の新潟市老人福祉センターの管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該各施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、関連する分野の学識経験者等外部の有識者から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、西蒲区所管の新潟市老人福祉センター指定管理者申請者評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、西蒲区所管の新潟市老人福祉センターについて、各候補者を選定するにあたり必要な意見聴取及び意見交換を行うものとする。

(委員構成)

第3条 評価会議は、外部の有識者（学識経験者、地元有識者、公認会計士など）による委員をもって構成する。

2 会長は、委員の互選により決定する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 評価会議は、申請者による事業計画等のプレゼンテーション及び意見交換会で構成し、必要に応じて事前に施設視察等を行う。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員及び学識経験者等を評価会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(評価方法)

第5条 評価会議の委員は、他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める評価項目に対して採点を行うものとする。

(会議の公開)

第6条 評価会議におけるプレゼンテーションは原則公開とする。ただし、申請者又は委員からの申し出により非公開とすることができる。

2 評価会議における意見交換会は非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、西蒲区健康福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

（西蒲区所管の新潟市老人福祉センター、新潟市高齢者支援センター指定管理者申請者評価会議開催要綱の廃止）

2 西蒲区所管の新潟市老人福祉センター、新潟市高齢者支援センター指定管理者申請者評価会議開催要綱（平成2年7月1日施行）は、廃止する。